酒々井町農業委員会4月総会会議録

平成30年4月6日(金) 分庁舎2階第1多目的室 午後4時から午後4時50分まで

局 長 会議に先立ちまして、職員の異動がありましたので、紹介させていただき ます。

<異動職員紹介>

- 局 長 続きまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いいたします。 <綿貫親睦会長>
- 局 長 それでは、総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。
- 会 長 本日はお忙しい中、総会にご出席いただきありがとうございます。 さて、以前に農地中間管理機構が農家の集まりに出席させて頂き、中間管 理事業の協力についての依頼をしたい旨の話がありましたが、根古谷地区と して「水と環境」の関係で総会がありますので、総会前に説明を受けること になりました。皆さんのところでも機会がありましたらよろしくお願いしま す。

それでは、ただいまから平成30年4月の農業委員会総会を開会いたします。 なお、本日の総会は、議案1件、専決処理報告2件、その他1件ですので、 よろしくお願いします。

- 局 長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。
- 議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、 1番 宮田早苗委員、2番 綿貫 清委員を指名します。
- 議 長 それでは、議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から7について、再設定ですので、一括して事務局より説明願います。
- 局 長 議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から7について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、貸付者は、酒々井在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場

所は、酒々井の農地で、地目は田、面積は $2,039\,\mathrm{m}^3$ 、利用計画は田です。賃借料は、米 $120\,\mathrm{kg}$ で $10\,\mathrm{a}$ 当たり約 $59\,\mathrm{kg}$ です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 $1\,8\,\mathrm{条}$ 第 $3\,\mathrm{項}$ に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 $25\,\mathrm{fmas}$ 年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は $5\,\mathrm{fmas}$ 年ということです。位置につきましては、 $2\,\mathrm{mas}$ つがの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。整理番号2についてですが、 貸付者は、墨在住者、借受者は、髙崎推進委員さんです。設定場所は、墨の 農地3筆、地目は畑、面積は合計で3,641㎡、利用計画は畑です。賃借料は、 30,000円で、10a当たり8,200円です。この計画は、農業経営基盤強化促進 法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回 は、平成27年4月1日から3間設定されておりましたが、終期が来たこと から再度設定しようとするもので、設定期間は3年ということです。位置に つきましては、4ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者は、神奈川県川崎市在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地8筆、地目は田、面積は合計で5,320㎡、利用計画は田です。賃借料は、10a当たり米90kgです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成25年4月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は10年ということです。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。整理番号4についてですが、 貸付者は、上岩橋在住者、借受者も同じく、上岩橋在住者です。設定場所は、 上岩橋の農地2筆、地目は田、面積は合計で1,365 ㎡、利用計画は田です。 賃借料は、米100 kgで、10a 当たり約73 kgです。この計画は、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成25年4月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。 続きまして、資料の9ページをご覧ください。整理番号5についてですが、貸付者は、東京都世田谷区在住者、借受者は、成田市在住者です。設定場所は、下岩橋の農地2筆、地目は田、面積は合計で1,310㎡、利用計画は田です。賃借料は、10a当たり米1俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成25年4月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、10ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の 11 ページをご覧ください。整理番号6についてですが、貸付者は、伊篠在住者、借受者も同じく、伊篠在住者です。設定場所は、伊篠の農地5筆、地目は田、面積は合計で1,522 ㎡、利用計画は田です。賃借料は、20,000 円で、10a 当たり約 13,100 円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成25年4月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、12ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の13ページをご覧ください。整理番号7についてですが、貸付者は、千葉市の公益財団法人、借受者は、伊篠在住者です。設定場所は、伊篠の農地2筆、地目は畑、面積は合計で7,001㎡、利用計画は畑です。賃借料は、56,008円で、10a当たり8,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成29年4月1日から1年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は1年ということです。位置につきましては、12ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせて頂きます。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員から補足説明等ありま したらお願いします。
- 議 長 整理番号1は、綿貫委員でよろしいですか。
- 綿貫農業委員 再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号2は、高﨑委員ですが、木我委員にお願いしてもいいですか。

木我農業委員 再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号3は、綿貫委員でよろしいですか。

線貫農業委員 こちらも再設定ですし、息子さんも一所懸命やっていますので、問題ない と思います。

議 長 整理番号4は、綿貫委員でよろしいですか。

綿貫農業委員 こちらも再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号5は、秋葉委員でよろしいですか。

秋葉推進委員

再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号6は斉藤委員でよろしいですか。

春藤推進委員

再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号7も斉藤委員でよろしいですか。

斉藤推進委員 こちらも再設定ですので問題ないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議 長 特にないようですので、これから採決を行いますが、採決につきましては、 整理番号ごとに行います。初めに、農用地利用集積計画の整理番号1につい て、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 1につきましては、原案どおり答申することに決定します。 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号2についてですが、高﨑推進 委員から退席の申し出がありましたので、退席を許可します。

<高﨑推進委員退席>

- 議 長 それでは、農用地利用集積計画についての整理番号2について、原案どお り答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 2につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 高﨑委員に中に入ってもらってください。

<高﨑推進委員入室>

- 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申 することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 3につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申 することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 4につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申 することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。

- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 5につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号6について、原案どおり答申 することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 6につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号7について、原案どおり答申 することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 7につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 次に、専決処理報告に移ります。(1)農地法第4条の届出について及び (2)農地法第5条届出について、一括して報告をお願いします。
- 局 長 それでは専決処理報告の(1)農地法第4条の届出について及び(2)農地法第5条の届出について説明させていただきます。初めに農地法第4条の届出についての整理番号1についてですが、資料の15ページをご覧ください。届出人は、茨城県つくば市在住者で、届出地は、中川の農地2筆で地目は、畑と田、面積は合計で373㎡、届出理由は、個人用住宅用地です。備考ですが、平成30年3月13日付け、酒農委第4号の2で受理証明を出させていただいております。

続きまして、整理番号2についてですが、届出者は、整理番号1と同じ方で届出地は、中川の農地2筆で地目は田、面積は合計で303㎡、届出理由は、共同住宅用地です。備考ですが、平成30年3月13日付け、酒農委第4号の3で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、16ペー

ジの位置図をご覧ください。

次に(2)農地法第5条の届出についてですが、資料の17ページをご覧ください。譲受人は、富里市在住者、譲渡人は、佐倉市在住者です。届出地は、酒々井の農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計で455㎡、届出理由は、集合住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成30年3月26日付け、酒農委第5号の15で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、18ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら お願いします。

<質問等なし>

- 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくお願いします。
- 議 長 次に、その他の活動記録簿について事務局より説明願います。

<活動記録簿の書き方、提出方法等について説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら お願いします。

<記録内容等について質疑有>

議 長 他にないようですので、活動記録簿につきましては、よろしくお願いいた します。その他、何かありますか。

<農地の斡旋について説明>

- 議 長 農地の斡旋については、誰かおりましたら事務局までお願いします。
- 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願 いします。

- 局 長 7日の月曜日はいかがでしょうか。
- 議 長 ただ今、7日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。 特にないようなので、来月の総会は、7日の月曜日で決定させていただき ます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、 総会を終了させていただきます。

慎重審議ありがとうございました。